

神石高原町ふるさと納税（がんばる神石高原町ふるさと応援条例）業務委託  
プロポーザル実施要領

## 1 業務の目的

本町では、ふるさと納税制度を通じ、本町の魅力を発信し、関係人口の増加とともに、本町特産品等のPRや地域経済の活性化を図る取り組みを進めている。

この取り組みにおける、本町へのふるさと納税に係る寄附の受付、寄附情報等の管理、返礼品等の発注・配送管理、新規返礼品の開発・提案、本町の魅力発信に繋がる広報などの多岐に渡る業務について、民間事業者が持っている体制やノウハウを活用し、効率的かつ効果的に進める目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

「神石高原町ふるさと納税（がんばる神石高原町ふるさと応援条例）業務委託」

### (2) 業務内容

「神石高原町ふるさと納税（がんばる神石高原町ふるさと応援条例）業務委託仕様書」  
(以下「仕様書」という。) のとおりとする。

### (3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和8年3月31日までは業務開始に向けた準備期間とし、準備に係る経費は本業務の受託者（以下「受託者」という。）の負担とする。

### (4) 委託料

寄附金額に対する事務経費割合の上限を踏まえ、寄附金額（団体支援等を除く。）の6%（消費税及び地方消費税を含まない。）以内とする。なお、当該委託料には、返礼品代、返礼品送付費用、寄附金受領証明書等発送費用、本町が契約している寄附受付サイトの手数料及びクレジットカード等決済手数料を含めないものとする。

※過去の寄附額

年度	寄附件数（件）	寄附金額（千円）
令和5年度	2,146	26,607
令和6年度	1,810	16,882

## 3 選定方法及び契約方法

本業務は、業務委託契約額による競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションを審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。また、受注候補者と仕様等につ

いて協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

#### 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（以下「参加事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。ただし、1つの参加事業者が複数の企画提案に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、神石高原町の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 神石高原町に納付すべき町税の滞納がない者であること。
- (5) 神石高原町暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号から第3号の規定に該当しないものであること。
- (6) 法令及び公序良俗に反する活動を行う団体又は組織でないこと。

#### 5 選定日程

内容	月日
公告	令和7年11月27日（木）
質問書受付期間	公告の日から令和7年12月10日（水）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	随時、電子メールで回答する。
参加者申込受付期間	公告の日から令和7年12月12日（金）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	令和7年12月16日（火）
企画提案書の受付期間	令和7年12月24日（水）
第一次審査（書面審査）	令和8年1月7日（水）
第一次審査結果通知	令和8年1月9日（金）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和8年1月15日（木）
第二次審査結果通知	令和8年1月23日（金）予定

※第一次審査は、参加申出者が5者以上の場合のみ実施する。

※日程は、町の都合により変更する場合がある。

## 6 質問及び回答

### (1) 質問受付

本実施要項及び仕様書に関する質問は、質問書（様式3）を電子メールにより提出すること。

#### ア 提出期間

令和7年12月10日（水）午後5時まで（必着）

#### イ 提出先

神石高原町役場未来創造課

E-mail jk-mirai@town.jinsekikogen.lg.jp

### (2) 回答

質問を取りまとめ、隨時電子メールで回答する。

## 7 参加申出書類の提出

### (1) 提出書類

ア 参加申出書（様式1）

イ 法人概要書（様式2）

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

エ 納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

国及び申込書の所在における地方公共団体が証明する次の書類（直近1年度分）

#### （ア）国税

法人税、消費税及び地方消費税等（その3の3 未納のないことの証明）

#### （イ）都道府県税

法人都道府県税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、自動車種別税等（未納の税額のないこと用）

#### （ウ）市町村税

法人市町村税、軽自動車税等

### (2) 提出部数

各1部

※ 提出書類は全てA4判縦 左綴じ

※ 上記（1）のウ及びエの提出書類は、発行日から3か月以内のものとする。

### (3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法 持参又は郵送

イ 提出先 〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小畠1701番地

神石高原町役場未来創造課

電話 0847-89-3332

(4) 提出期限

令和7年12月12日（金）午後5時まで（必着）

※郵送の場合は、提出期限までに未来創造課に到達したものに限るため、必ず到達の有無を電話で確認すること。

(5) その他

参加者が5者以上の場合、第一次審査を実施し採点結果の上位4者にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

## 8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

- ・任意様式としA4又はA3サイズで記載面を20枚以内とする。ただし、表紙、裏表紙、目次を除く。
- ・別紙1「神石高原町ふるさと納税（がんばる神石高原町ふるさと応援条例）業務委託プロポーザル審査基準」にある「評価項目」に沿って記載すること。

イ 業務実施体制（様式4）

ウ 個人情報の取扱いに関する社内規定及び本業務に関する個人情報データの管理体制等

エ 責任者及び担当者の経歴等（様式5）

責任者及び担当者の過去5年以内の実務実績を記載したもの

(2) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本8部とし、紙媒体に加え、CD-R等に格納した電子データ（PDF形式）も併せて提出すること。

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法 持参又は郵送

イ 提出先 〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小畠1701番地

神石高原町役場未来創造課

電話 0847-89-3332

(4) 提出期限

令和7年12月24日（水）午後5時まで（必着）

※ 郵送の場合は、提出期限までに未来創造課に到達したものに限るため、必ず到達の有無を電話で確認すること。

## 9 企画提案書等の審査

(1) 審査方法

- ア プロポーザルの参加申出者（5者以上の場合は、第一次審査で選定した上位4者）を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、町が設置する「神石高原町ふるさと納税（がんばる神石高原町ふるさと応援条例）業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において選考のうえ、最優秀者及び次点者を選定する。
- イ 各委員が評価点の高い順に1位から順位を付し、順位の合計値が小さい順に最優秀者及び次点者を決定する。
- ウ 順位の合計値が最も小さい事業者が複数ある場合は、別紙1「神石高原町ふるさと納税（がんばる神石高原町ふるさと応援条例）業務委託プロポーザル審査基準」の次の評価項目の評価点が高い参加申出者を委託事業者として選定する。なお、第2評価項目は、上位評価項目が同点の場合に参照する。

第1評価項目 「3 寄附額を伸ばす工夫等（1）独自提案」

第2評価項目 「2 具体的な業務内容（9）返礼品新規開拓、開発」

#### （2）審査基準

別紙1「神石高原町ふるさと納税（がんばる神石高原町ふるさと応援条例）業務委託プロポーザル審査基準」のとおり

#### （3）プレゼンテーションの実施

ア 実施日、会場、集合時刻等については、別途通知する。

イ 出席者

責任者を含め3名までとし、実際に業務に携わる者が1名以上出席すること。

ウ 実施方法

- ・プレゼンテーションは15分以内とし、ヒアリング（質疑応答）は20分以内とする。
- ・パワーポイント等を使用しプレゼンテーションする場合は、各参加申出者でパソコンを用意すること。
- ・本町は、スクリーン及びHDMIケーブルを用意する。
- ・審査は非公開とし、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

エ 留意事項

- ・事前に提出した企画提案書等の資料以外は使用しない。
- ・プレゼンテーションに出席しない場合は失格とする。ただし、交通機関の事故など真にやむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

#### （4）審査結果

審査結果は、全ての参加申出者に文書で通知するほか、最優秀者名を本町ホームページで公表する。

### 10 失格・無効

参加申出者が次に掲げる事由に該当する場合は、プロポーザルへの参加又は委託業

者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出方法、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 企画提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (5) 著しく社会的信用を失墜する行為があった場合など、委託業者としてふさわしくないと町長が認めたとき。
- (6) その他不正な行為があったと町長が認めたとき。

## 1.1 契約の締結

- (1) 審査会で最優秀者となった参加申出者と契約交渉を行うものとする。
- (2) 契約方法は随意契約とする。
- (3) 最優秀者が契約を辞退又は契約が不調となった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

## 1.2 その他

- (1) 参加申出者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用（企画提案書作成費用、交通費等）は参加申出者の負担とする。
- (3) 提出後の書類の修正又は変更は、原則として認めない。
- (4) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、一般に公表しない。ただし、神石高原町情報公開条例（平成16年神石高原町条例第11号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加申出者が負う。
- (6) 提出書類は原則として返却しない。
- (7) この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (8) 提出書類の著作権は、参加申出者に帰属する。ただし、本町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加申出者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 参加申出者が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。
- (10) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、本町に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (11) 協力事業者等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせてはならない。

(12) 本プロポーザルに参加することで知り得た情報及び内容を本町の許可なく第三者に漏えいしてはならない。本プロポーザル終了後も同様とする。

### 13 問い合わせ・書類提出先

〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小畠 1701 番地

神石高原町役場未来創造課

電話 0847-89-3332

E-mail jk-mirai@town.jinsekikogen.lg.jp